

## 議第48号

三島市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する  
条例案

三島市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（昭和37年三島市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「三島市消防職員（以下「職員」という。）及び」を削る。

第1条の2及び第2条の2第1項中「職員及び」を削る。

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月22日提出

三島市長 豊岡 武士